

## ■議案第98号 四万十町農村地域活性化複合施設条例について

### 【要旨】

本条例は、「四万十町農村環境改善センター」（以下「改善センター」という。）の施設の位置付け、活用方法を変更し、新たな施設として設置条例を制定しようとするものです。

改善センターの開設（昭和55年）より36年余りが経過する中で、全国的に生活基盤の整備や情報化が進み、農村環境は著しく変化、改善されてきました。

この間当施設は、多くの町民や団体等に利用され、本町の農村地域における生活や農業経営の改善、地域間交流などの促進に寄与してきましたが、今後の更なる人口減少の進行等、重要課題に対応するため、「施設の有効活用の在り方」を検討・協議してきました。

その結果、改善センターに今後のまちづくり（特に人づくりと安全安心なまちづくり）の推進拠点としての機能を加え、二つの機能を併せ持つ新たな施設としようとするものです。今後は、変化する次代のニーズ・行政需要に対応する「四万十町農村地域活性化複合施設」として、有効活用を図っていきます。

なお、現行の「四万十町農村環境改善センター条例」は廃止します。

### 【施設概要図】

